

平成30年度消費者庁調達改善計画のポイント

重点的な取組

指針を踏まえて特に改善に取り組む事項

一者応札改善のため、実施していたアンケート調査を継続しつつも実際には回答率が低いことを踏まえ、担当課において、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に出席した結果、応札を断念した事業者に対してヒアリングを実施する。

共通的な取組

調達改善に向けた審査・管理の充実

一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施し、事後審査として外部有識者による入札等監視委員会を行う際には、改善策への取組の検討を行う。

備品等の購入に当たっては、事業者からの見積書徴取のほか、インターネットを活用して価格の比較を行う。